別表（第２条、３条、４条、６条、７条関係）

規則第３条に規定する対象となる工事等	対象工事費	助成金の額	助成金交付申請書に添付する書類
省エネルギー化工事	住宅の省エネルギー化のために断熱性能の向上を伴う工事で、次の各項のいずれかを行う対象工事費が 10 万円以上のもの。 １　開口部の断熱改修工事 既存開口部（窓、ドア等）の取替え又は新設（壁部に窓を新設及び内窓を新設）する工事で、改修後の熱貫流率が2.3Ｗ/（㎡・K ）以下となる工事を対象とする。 ２　壁、屋根・天井または床の断熱改修工事 外気に接する壁、屋根・天井又は床のいずれかの部分の断熱工事（木造軸組工法、充填断熱）で改修後の熱抵抗値が壁3.3（㎡・K/W）屋根・天井5.7（㎡・K/W ）床3.3（㎡・K/W）以上となる断熱材（種類及び厚さ）へ取替える又は新設する工事を対象とする。 ※熱貫流率、熱抵抗値は、使用する製品の仕様書を参照	対象工事費に 30％を乗じて得た額とし、30 万円を限度とする。 ただし、町外建設業者等が行う工事等は、上記算定額に 60%を乗じて得た額とし、18 万円を限度とする。	規定の断熱性能等を満たしている根拠となる算定書等 性能証明書、納品証明書、施工証明書等の写し
省エネルギー設備機器の導入	住宅に省エネルギー設備機器を設置し、省エネルギー性能の向上に伴う工事で、次の各項に揚げるもの。ただし、設備機器は未使用品（中古品は除く）のものとする。 １　太陽光発電システム 次の各号すべてに該当する太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用 （１）蓄電池と接続し発電した電気が設置される住宅において消費されるもの （２）太陽電池モジュールの合計出力が 10KW 未満の設備であるもの	１　太陽光発電システム 設備出力１KW 当たり 5 万円とし、30 万円を上限とする。	対象要件を満たしている根拠となる証明書、機器仕様書等 性能証明書、納品証明書、保証書、出荷証明書等の写し

	（３）余剰型配線であるもの （４）電力会社の電力系統に連系できるもの ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。		
	２　高効率給湯器 （１）電気ヒートポンプ給湯器 ア　JISC9220：2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 2.7 以上のもの。 イ　寒冷地仕様のもの （２）潜熱回収型ガス給湯器 ア　給湯暖房器は、給湯部熱効率が 94%以上のもの。給湯単能器、ふろ給湯器はモード熱効率が 83.7%以上のもの イ　寒冷地仕様のもの （３）潜熱回収型石油給湯器 ア　油焚き温水ボイラーは、連続給湯効率が 94%以上のもの。石油給湯器の直圧はモード熱効率が 81.3%以上のもの。石油給湯器の貯湯式は、74.6%以上のもの イ　寒冷地仕様のもの （４）ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 ア　熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS　A705）が 102%以上のもの イ　寒冷地仕様のもの	２　高効率給湯器 （１）電気ヒートポンプ給湯器 対象工事に 20%を乗じて得た額とし、20 万円を上限とする。 （２）潜熱回収型ガス給湯器 対象工事に 20%を乗じて得た額とし、20 万円を上限とする。 （３）潜熱回収型石油給湯機 対象工事に 20%を乗じて得た額とし、20 万円を上限とする。 （４）ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 対象工事に 20%を乗じて得た額とし、20 万円を上限とする。 ただし、町外建設業者等が行う工事等は、上記算定額に 60%を乗じて得た額とし、12 万円を限度とする。	
	３　家庭用燃料電池コージェネレーションシステム 燃料電池発電ユニットはエネルギー消費性能計算プログラム（公開：国立研究開発法人建築研究所）において選択可能な機種であるもの（燃料電池発電ユ	３　家庭用燃料電池コージェネレーション蓄電池 対象工事に 20%を乗じて得た額とし、	

	ニットの後付け可） ガスエンジン・コージェネレーションはガス発電ユニットJIS基準（JISB8122:2019）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上のもの 4　定置用蓄電池 次の各号のすべてに該当する蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含む）、配線、配電器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用を対象とし、既設機器の撤去にかかる費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。 （1）常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したもの （2）蓄電容量が17.76KWh　未満のもの （3）電力会社の電力系統に連携できるもの 5　HEMS機器 次の各号のすべてに該当するもの （1）一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET　Lite」規格の認証登録番号を取得しているもの （2）1台で住宅の全エネルギーを計測できるよう設置するもの （3）計測されたデータの表示ができるもの 6　電気自動車充給電設備 電気自動車と住宅の間で相互に電力を供給できる機器であるもの 7　LED照明設備 既存照明設備を取り除き、新たなLED照明設備に交換するもの	30万円を上限とする。 ただし、町外建設業者等が行う工事等は、上記算定額に60%を乗じて得た額とし、18万円を限度とする。 4　定置用蓄電池 対象工事に30%を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。 5　HEMS機器　　3万円 6　電気自動車充給電設備 10万円 7　LED照明設備 対象工事に20%を乗じて得た額とし、3万円を上限とする。 ただし、町外建設業者等が行う工事等	

		は、上記算定額に 60%を乗じて得た額とし、1 万 8 千円を限度とする。	
	8　高断熱浴槽 　既存浴槽を取り除き、新たな浴槽に交換するもので、JIS　A5532:2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の断熱性能を有する製品へ交換するもの	8　高断熱浴槽 　対象工事に 30%を乗じて得た額とし、30 万円を上限とする。 　ただし、町外建設業者等が行う工事等は、上記算定額に 60%を乗じて得た額とし、18 万円を限度とする。	
	9　節水型トイレ 　既存便器を取り除き、新たな便器に交換するもので、JIS　A5207:2019 に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の節水性能（使用水量 6.5L 以下）を有する製品へ交換するもの	9　節水型トイレ 　対象工事に 20%を乗じて得た額とし、5 万円を上限とする。 　ただし、町外建設業者等が行う工事等は、上記算定額に 60%を乗じて得た額とし、3 万円を限度とする。	
	10　節湯水栓 　既存水栓を取り除き、新たな便器に交換するもので、JIS　B2016:2017 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の性能を有する　製品へ交換するもの	10　節湯水栓 　対象工事に 20%を乗じて得た額とし、3 万円を上限とする。 　ただし、町外建設業者等が行う工事等は、上記算定額に 60%を乗じて得た額とし、1 万 8 千円を限度とする。	
	11　空気清浄機能・換気機能付きエアコン 　次の各号のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、または換気機構を有するエアコン 　（1）国、地方公共団体または独立行政法人（以下「国等」という）が運営する試験機関等	11　空気清浄機能・換気機能付きエアコン 　対象工事に 20%を乗じて得た額とし、5 万円を上限とする。 　ただし、町外建設業者等が行う工事等	

	（２）国等の認可等を受けた試験機関等 （３）法令または条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等	は、上記算定額に 60%を乗じて得た額とし、3 万円を限度とする。	
耐震診断の実施	既存住宅に対して実施する耐震診断で、次の各項のすべてに該当するもの 1　地上 3 階建以下の在来軸組工法又は枠組壁工法による住宅であること。 2　9 月 30 日までに補助申請が可能であること。	対象となる費用に 50%を乗じて得た額とし、5 万円を上限とする。	住宅の建築年月のわかるもの
耐震改修工事	既存住宅に対して実施する耐震改修工事で、次の各項のすべてに該当するもの 1　地上 3 階建以下の在来軸組工法又は枠組壁工法による住宅であること。 2　耐震診断の結果により、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある又は高いと判断された既存住宅の耐震改修のための工事で、その内容が耐震関係規定（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 17 条に規定する耐震関係規定という。）又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合しているもの。 3　共同住宅（木造延べ床面積 500 ㎡以内のものを除く。）に係る耐震改修工事にあっては、次の（１）及び（２）の要件又は（１）及び（３）の要件に該当するものとする。 （１）原則として、専門的機能を有すると知事が認める下記の機関において耐震診断結果が確認されていること。 （２）原則として、専門的機能を有すると知事が認める下記の機関において評定を受けた耐震改修計画に基づく工事であること。 （３）建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けて耐震化を行うもの又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 8 第 1 項の規定に基づく全体計画の認定によるほか、これと同等に地震に対して安全な構造となることを確認できる方法による。 （専門的機能を有すると知事が認める機関） ・一般社団法人北海道建築士事務所協会 ・一般財団法人北海道建築指導センター	対象となる費用に 50%を乗じて得た額とし、50 万円を上限とする ただし、町外建設業者等が行う工事等は、上記算定額に 60%を乗じて得た額とし、30 万円を限度とする。	住宅の建築年月のわかるもの 耐震診断報告書 補強後の想定耐震診断報告書 改修計画書（共同住宅に限る。）

	・日本 ERI(株) ・(株)サッコウケン ・ビューローベリタスジャパン(株) ・上記のほか、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約に基づく耐震判定委員会登録要綱の規定により登録を受けた耐震判定委員会 4　9 月 30 日までに交付申請が可能であること。		